

ゼロ災へのステップ

第25回

# 「ゼロ災55」無災害運動

実施期間 平成25年12月8日(日)～平成26年1月31日(金)の55日間

準備期間 平成25年11月7日(木)～平成25年12月7日(土)

【平成25年度スローガン】

**おこたるな 基本動作と 正しい手順  
全員参加で55ゼロ災**

※本スローガンは、1355編の応募の中から選ばれた、三洋テクノソリューションズ鳥取(株)の小林敦志氏の作品です。

- 第12次労働災害防止推進計画の目指す社会

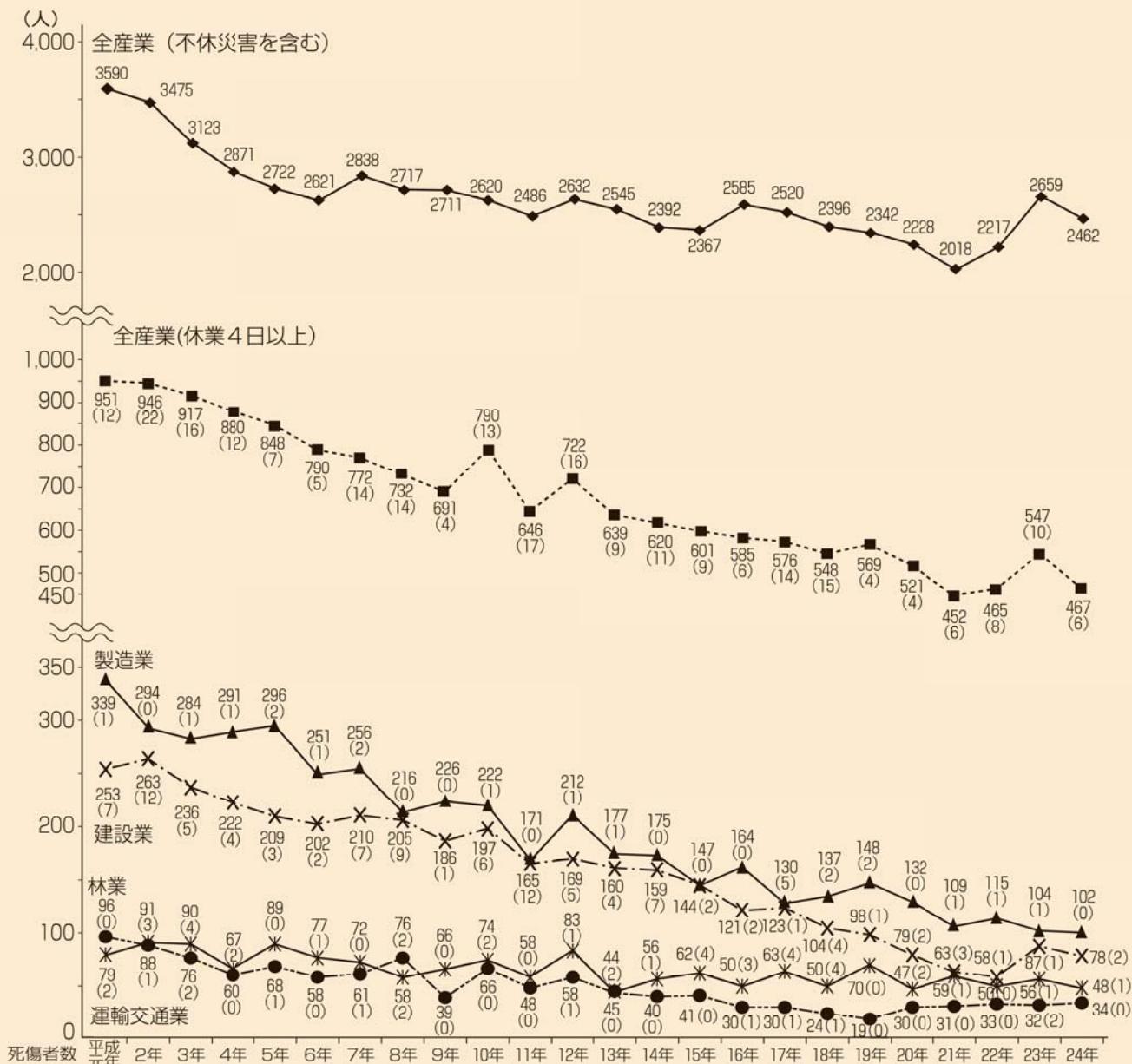
**『誰もが安心して健康に働くことができる社会』**

- 第12次労働災害防止推進計画の目標

- ・5年間で死亡者数の15%以上減少
- ・平成29年の死傷者数を平成24年と比して15%以上減少

主唱 鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署  
「ゼロ災55」無災害運動協賛団体

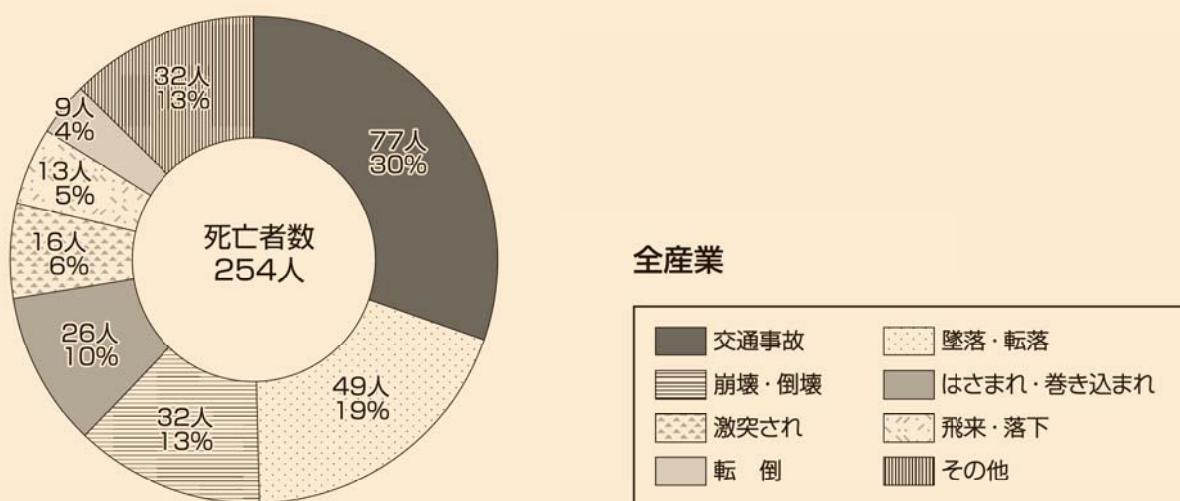
## ●主要産業の労働災害の推移



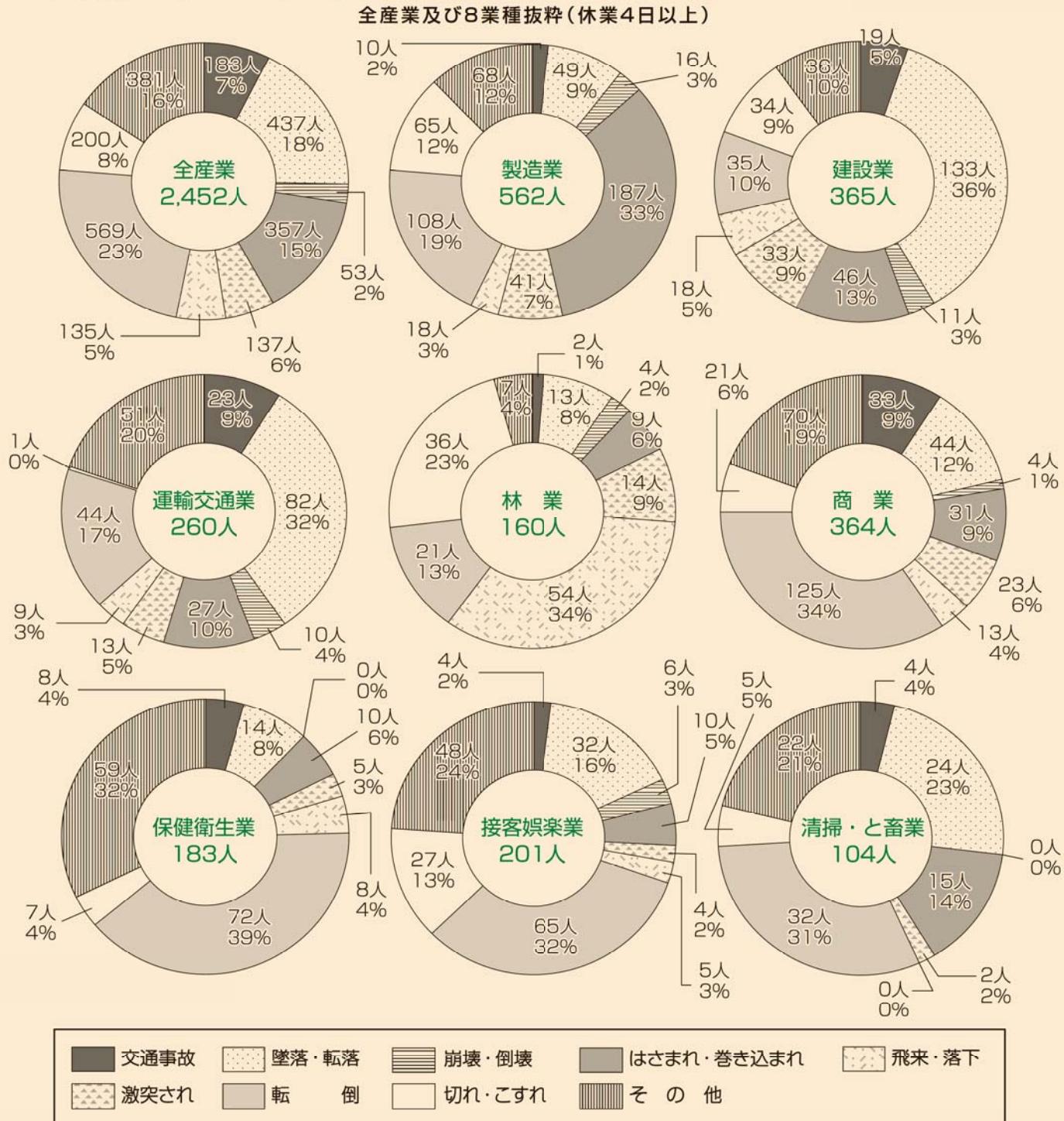
(注) 1. 休業4日以上の労働災害を集計したものであり、( )内は死者数である。

2. 「全産業(不休災害を含む)」は当該年度の労災保険新規受給者である。

## ●平成元年以降の死亡労働災害発生状況(事故の型別)(254人内訳)

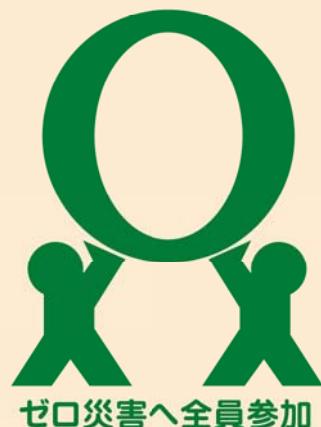


## ●平成20年～24年の労働災害発生状況(事故の型別)



## ゼロ災 55 「5つの柱」

- 1 墜落・転落災害防止対策の推進
- 2 転倒災害防止対策の推進
- 3 はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- 4 交通労働災害防止対策の推進
- 5 健康確保対策の推進



# ゼロ災55『5つの柱』に係る災害事例、留意事項

## 1 墜落・転落災害防止対策の推進

| 災害事例 1  | 主たる原因と対策   |
|---|--|
| 木造住宅の新築工事において軸組作業中、クレーン車で木材を吊り上げ、梁の上でこれを受け取る際、木材をつかみ損ね、バランスを崩して墜落した。        | 足場を設置するなどにより、墜落防止対策を行わなかったことが主たる原因です。<br>建屋の建方作業前に足場や安全ネットを設置する、足場先行工法がありますので導入して下さい。<br>なお、足場等の設置が困難なときは、作業者に安全帯を使用するなどの対策を行う必要があります。   |
| 災害事例 2  | 主たる原因と対策   |
| 天井内に設置されたエアコンのフィルターを清掃するため、脚立を使用して作業していたところ、脚立のステップから足が滑り、バランスを崩して脚立から落下した。 | 脚立の使用方法に問題があったものと考えられます。<br>脚立の昇降面が体の正面になる状態で作業を行う、作業箇所を考えて脚立を設置する（体が前のめりや反った状態で作業するとバランスを崩しやすくなる）、滑りにくい靴を着用する必要があります。<br>また、安定した位置に設置する、開き止め具は確実にロックする、ステップは平板状のものを使用する、天板の上に乗って作業を行わないことが重要です。 |

### ◎留意事項

平成24年に全産業で発生した墜落・転落災害は87件でした。業種別の割合は、建設業が34%、運輸交通業が22%、製造業、商業等がそれぞれ7%となっています。

建設業では足場、はしご、屋根・はり等、運輸交通業ではトラック、製造業、商業等でははしごからの墜落・転落が、それ多くを占めています。

災害防止の基本は、「安全な作業床の確保」、「作業床の端、開口部等に囲い等の設置」です。

また、はしご等の昇降設備については、使用前にしっかりと固定する等の対策が必要です。作業に応じて必要な措置を事前に検討し、確実にその措置を講じることが重要です。

## 2 転倒災害防止対策の推進

| 災害事例 1  | 主たる原因と対策  |
|---|---|
| 通路を移動していた際、通路の一部がぬれており、滑つて転倒した。               | 通路の一部がぬれており、これをそのままとしていたことが主たる原因です。<br>作業などにより水がこぼれたらすぐ拭き取る、ぬれた物をそのまま中に入れない（拭き取る等）、運搬時に水がこぼれないよう作業方法、容器を検討するなどの対策を行う必要があります。<br>自主的な安全衛生活動として5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）がありますので、取り組みましょう。 |
| 災害事例 2  | 主たる原因と対策  |
| 建物回りの雪かきをした後、建屋内に入り移動中、靴底に雪が残っており、足を滑らせて転倒した。 | 雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏についた雪や水により転倒災害が発生しやすくなります。<br>屋内に入る際は、靴の裏の雪や水を十分に拭き取ることが必要となりますので、そのためのマットなどの用具等を備え付けましょう。<br>また、雪や水が屋内に入ってしまった場合は、早急に拭き取ることが、転倒災害防止のため重要となります。               |

### ◎留意事項

毎年多く発生する転倒災害ですが、平成24年に発生した転倒災害は110件で全災害の24%を占め、災害の型別では最も多く発生しました。

また、業種別では、商業25件（全転倒災害の23%）、製造業23件（同21%）、保健衛生業19件（同17%）、接客娯楽業10件（同9%）で多く発生しています。

発生場所では、通路が55件（50%）と最も多く、次いで環境等（主に路面の凍結）が17件（15%）となっています。

発生状況では、「床面が濡れていた」、「床に置かれていたものに引っかかる、つまづく」、「段差等につまずいた」などとなっています。

また、冬季には、屋外通路の凍結などによる転倒が多発しています。雪・凍結に対応した履物を着用し、「かかとから着地する歩き方をしない」、「歩幅を狭くする」、「あらかじめ少し膝を曲げた状態で歩く」等路面に合った歩き方をしましょう。

そして、事業場内を点検して、転倒の原因となる環境を改善することが重要です。特に、通路の床面を濡れていない状態に保つこと、水や油をよくふき取ること、通路上の膝より下の位置にあるものを撤去すること、通路や床の段差をなくすこと、金属製の蓋・マットなどを固定すること、滑りにくい履物を着用することなどの対策を取りましょう。

### 3 はまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進

| 災害事例  | 主たる原因と対策   |
|---|--|
| プレス機械の作業を停止して、ガードを開き作業を行っていたとき、フットスイッチを踏んでしまい、スライドが動き、指を挟まれた。 | 非定常作業を行う際の機械の停止措置が不十分であったことが主たる原因です。<br>機械の切り替えスイッチを切る、安全ブロックを使用するなどの措置が必要です。<br>また、フットスイッチを完全に覆うカバーを取付け、不意の起動がないように措置しておくことも必要です。<br>なお、清掃・点検・修理等非定常作業における災害が多く発生していますので、これらの作業の安全な作業手順書を定め、作業者に遵守させて下さい。 |

#### ◎ 留意事項

平成24年に全産業で発生した、はまれ・巻き込まれ災害は68件で、全災害の15%を占めています。このうち、製造業で35件（全はまれ災害の51%）発生しています。

災害防止の基本は、回転箇所等へのカバー等の設置、回転箇所等の清掃作業等は機械を停止させ、装置が完全に停止してから行うことです。機械の清掃や点検等の作業中に機械を停止せずに発生した災害は、はまれ・巻き込まれ災害の32%にもなります。

### 4 交通労働災害防止対策の推進

| 交通事故による死傷者数<br>(死亡)：人 | 平成12年 | 13年   | 14年   | 15年   | 16年   | 17年   | 18年   | 19年   | 20年   | 21年   | 22年   | 23年   | 24年 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 50(5)                 | 32(3) | 40(4) | 32(3) | 37(2) | 39(6) | 35(3) | 52(1) | 38(2) | 29(1) | 31(1) | 50(3) | 34(4) |     |

#### ◎ 留意事項

交通事故による死亡災害は平成12年以降毎年発生し、死者全体の32%を占めています。

平成12年以降の死傷災害では、通信業で9件（全交通事故の26%）、商業で5件（同15%）、製造業、運輸交通業、金融広告業で各4件（同12%）発生しています。

交通労働災害防止のためのガイドラインでは、安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間・走行管理、安全教育の実施、安全意識の高揚対策、教育の実施等を求めています。

### 5 定期健康診断実施後の措置

定期健康診断は労働安全衛生法（以下、「法」という。）第66条で、事業者は常時使用する労働者に対し雇入れ時、1年以内ごとに1回定期に行うこととされ、有害業務に従事させる労働者には雇入れ・配置換え、6月以内ごとに1回定期に行うこととされています。

① これらの健康診断の結果、所見がある労働者について健康を保持するために必要な措置について医師の意見を聴き、聴取した医師の意見を健康診断個人票に記載しなければなりません。（法第66条の4）

事業者は、医師の意見を勘案し、必要がある場合は、労働者の意向を踏まえた上で、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮など就業上の措置を講じる必要があります。（法第66条の5）

就業上の措置の決定等については、「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針」（平成20年1月31日健康診断結果措置指針公示第7号）をご覧ください。

② 一般健康診断の結果、特に健康の保持が必要と認められる労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努めなければならないとされています。（法第66条の7）

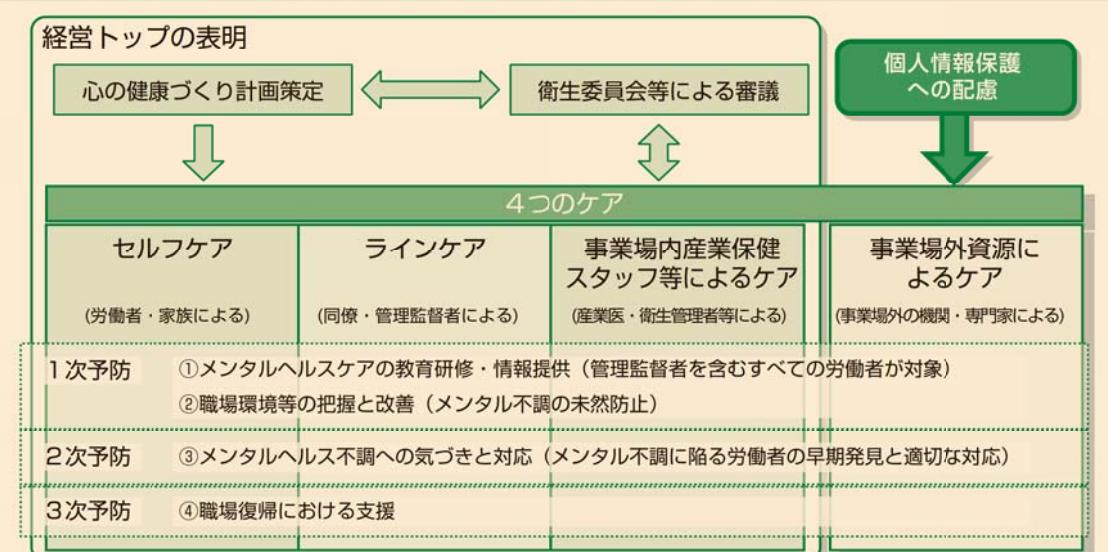
保健指導には、再検査・精密検査の受診勧奨、医療機関での治療、生活習慣の改善指導等があります。

これらの産業医等の職務について、産業医の選任の義務のない50人未満の事業場については、地域産業保健センター（次頁参照）の産業医を利用することができます。

## 6 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

### メンタルヘルスケアの基本的考え方

事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。また、その実施に当たっては「4つのケア」が継続的かつ計画的に行われるよう関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」を効果的に推進し、職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調者への気づきと対応、休業者の職場復帰のための支援等が円滑に行われるようになります。



### メンタルヘルス対策に関する情報の提供

- ◆職場におけるメンタルヘルス対策等 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>
- ◆こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト <http://kokoro.mhlw.go.jp/>
- ◆メンタルヘルス対策支援センター <http://www.tottori-sanpo.jp/mental/>
- ◆webでチェック 職業性ストレス簡易評価ホームページ [http://www.jisha.or.jp/web\\_chk/strs/index.html](http://www.jisha.or.jp/web_chk/strs/index.html)

### 事業場外資源の例

#### 地域産業保健センター

##### 労働者50人未満の事業場の事業者やその労働者を対象

- ◎健康診断実施後の意見聴取
- ◎脳・心臓疾患者への保健指導
- ◎メンタルヘルス不調者・その使用者への相談・指導
- ◎長時間労働者に対する面接指導

##### 東部地域産業保健センター

〒680-0845  
鳥取市富安1丁目62  
(鳥取県東部医師会館内)  
電話 0857-29-2255  
FAX 0857-22-2754

##### 中部地域産業保健センター

〒682-0871  
倉吉市旭田町18  
(鳥取県中部医師会館内)  
電話 0858-23-2651  
FAX 0858-23-2651

##### 西部地域産業保健センター

〒683-0824  
米子市久米町136番地  
(鳥取県西部医師会館内)  
電話 0859-22-3570  
FAX 0859-34-6252

### メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス不調の予防から職場復帰支援まで、職場におけるメンタルヘルス対策の総合窓口  
独立行政法人労働者健康福祉機構 鳥取産業保健推進連絡事務所内  
〒680-0846 鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル6階

#### メンタルヘルス対策支援センター

電話 0857-20-2039 FAX 0857-25-3432

#### 鳥取産業保健推進連絡事務所

電話 0857-25-3431 FAX 0857-25-3432

## 7 リスクアセスメントの実例

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性又は有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法です。

労働安全衛生法令に規定される最低基準としての危害防止基準を遵守するだけでなく、潜在的な危険性や有害性を見つけ出して危険・有害要因を特定し、それぞれのリスクを評価し、これに基づくリスク低減措置を実施することで、『事故』として具象化する前に『危険の芽』を摘み取る、『安全の先取り』を行うものです。

リスク低減措置の検討は、①設計や計画段階において、安全な作業方法や有害性の低い材料への変更等をまず検討し、②ガード、安全装置等工学的な対策を検討、③立入禁止、マニュアルの整備、教育訓練等を検討します。④これら①～③の措置を講じても除去・低減できなかったリスク（残留リスクといいます）に対し、保護具を使用することで安全措置を講じます。

例) 台車による運搬荷役作業

### 【危険性又は有害性の特定の着眼点】

- ・運搬中、他の作業者との接触の危険はないか
  - ・過大積載となっていないか、旋回時の安全は保てるか
  - ・前方を見ることができるか、荷崩れの危険はないか
  - ・運搬経路の状況はどうか、通路に段差や凹凸はあるか、周囲で他の作業者が作業を行っているか、荷の仮置きなどはないか
- などが考えられます

リスクアセスメント実施表（一例）

| 作業名         | 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害   | リスクの見積り |       |          | リスク低減対策案  | 措置後のリスクの見積り |       |          |
|-------------|--|---------|-------|----------|---|-------------|-------|----------|
|             |  | 重篤度     | 発生可能性 | 優先度（リスク） |   | 重篤度         | 発生可能性 | 優先度（リスク） |
| 台車による運搬荷役作業 | 重量物を過大積載して運搬中、操作ができずカーブを曲がりきれず壁や什器に接触、あるいは止まりきれず前方の作業者に接触する。 | ×       | ×     | III      | <ul style="list-style-type: none"> <li>台車に積載可能重量を表示する</li> <li>荷に重量表示を行う、荷の積載場所に積載できる荷の数量の一覧を掲示する</li> <li>台車への積載に係る手順書を作成し、これを見やすい箇所に貼り付けるとともに遵守する</li> <li>安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する</li> </ul>                                     | △           | ○     | I        |
|             | 荷を高く積みすぎて前方の視界不良のため、什器や作業者に接触、あるいはカーブや段差により荷崩れを起こす。          | ×       | ×     | III      | <ul style="list-style-type: none"> <li>台車に積載可能高さを表示する</li> <li>荷を積載する際は、荷の安定度の高い積載方法を選択する</li> <li>台車への積載に係る手順書を作成し、これを見やすい箇所に貼り付けるとともに遵守する</li> <li>安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する</li> </ul>   | △           | ○     | I        |
|             | 通路にある段差、凸凹、溝などにより台車が転倒する、あるいは荷崩れを起こす。                        | △       | ×     | III      | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する</li> <li>段差や凸凹をできる限り解消し平坦にする、あるいはスロープを設置する、溝には蓋板を取り付ける</li> <li>運搬経路はか通路に余分な物がないか確認し、整理整頓を行う</li> </ul>  | ○           | ○     | I        |
|             | クレーンによるトラックへの積載作業の横を通っていたとき、吊り上げた荷が急に旋回し激突する。                | ×       | △     | III      | <ul style="list-style-type: none"> <li>安全に運搬できる経路を検討のうえ決定し、これを遵守する</li> <li>荷の運搬経路において平行して作業が行われる場合は、事前に打ち合わせを行い手順を定める</li> <li>台車が行きすぎると他の作業を停止する、この場所が目的地である場合は荷を積み降ろすまで他の作業を停止する</li> <li>クレーンの吊り荷を、介添えロープで安全な方向を定め、安定させる</li> </ul> | ×           | ○     | II       |

### 《リスクの見積りの方法（マトリックス法の例）》

負傷又は疾病の重篤度の区分

| 重篤度（災害の程度）  | 被災の程度・内容の目安  |
|-------------|--|
| 致命的・重大<br>× | <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡災害や身体の一部に永久的損傷を伴うもの</li> <li>休業災害（1か月以上のもの）、一度に多数の被災者を伴うもの</li> </ul> |
| 中程度<br>△    | <ul style="list-style-type: none"> <li>休業災害（1か月未満のもの）、一度に複数の被災者を伴うもの</li> </ul>                                |
| 軽度<br>○     | <ul style="list-style-type: none"> <li>不休災害やかすり傷程度のもの</li> </ul>   |

負傷又は疾病の発生の可能性の区分

| 発生の可能性            | 内容の目安   |
|-------------------|---|
| 可能性が高いか比較的高い<br>× | <ul style="list-style-type: none"> <li>毎日頻繁に危険性又は有害性に接近するもの</li> <li>かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの</li> </ul>         |
| 可能性がある<br>△       | <ul style="list-style-type: none"> <li>故障、修理、調整等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの</li> <li>うっかりしていると災害になるもの</li> </ul> |
| 可能性がほとんどない<br>○   | <ul style="list-style-type: none"> <li>危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの</li> <li>通常の状態では災害にならないもの</li> </ul>   |

### リスクと見積り

リスクの見積表

| 発生の可能性            | 重篤度               | 負傷又は疾病の重篤度  |          |         |
|-------------------|-------------------|-------------|----------|---------|
|                   |                   | 致命的・重大<br>× | 中程度<br>△ | 軽度<br>○ |
| 可能性が高いか比較的高い<br>× | 可能性が高いか比較的高い<br>× | III         | III      | II      |
| 可能性がある<br>△       | 可能性がある<br>△       | III         | II       | I       |
| 可能性がほとんどない<br>○   | 可能性がほとんどない<br>○   | II          | I        | I       |



# 平成25年度(第25回)「ゼロ災55」無災害運動実施要綱

## ～ ゼロ災へのステップ～

### 1. 趣 旨

鳥取労働局では、労働災害防止団体と連携して、年末、年始の55日間を各事業場の労使が一体となって無災害運動を推進し、新たなる決意を持って新年を迎えていただくことを願って、平成元年から「ゼロ災55」無災害運動を展開してきて、今年で25回目を迎えます。

本年は4月より第12次労働災害防止推進計画(12次防)がスタートし、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指し取組を進めていきます。

この12次防においては、5年間で死傷災害を15%以上減少させる目標を掲げていますが、「ゼロ災55」期間中は5つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。

また、事前に職場の潜在的な危険性や有害性を見つけ出し、これを除去、低減して労働災害を未然に防ぐための手法であるリスクアセスメントを実施し、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」へとレベルアップした安全管理を目指します。

各事業場の経営トップ、安全衛生担当者等は、本期間を契機として積極的に自主的な安全衛生活動を推進することとします。

### 2. スローガン

「おこたるな 基本動作と 正しい手順  
全員参加で55ゼロ災」

### 3. 期 間

平成25年12月8日(日)～26年1月31日(金)  
(準備期間11月7日～12月7日)

### 4. 「ゼロ災55」5つの柱

- (1) 墜落・転落災害防止対策の推進
- (2) 転倒災害防止対策の推進
- (3) はざまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- (4) 交通労働災害防止対策の推進
- (5) 健康確保対策の推進

### 5. 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- (3) 定常・非定常作業における作業手順の見直し

- (4) 積雪時・凍結時における安全対策の徹底
- (5) 効果的な安全衛生教育の実施
- (6) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (7) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (8) 5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰)活動、危険予知活動の推進と活性化
- (9) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (10) 健康診断と事後措置の実施
- (11) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (12) 心の健康づくり計画の策定
- (13) 安全・衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」パンフレット等による安全衛生意識の高揚
- (14) 年末・年始無災害運動推進大会等の実施

### 6. 災害防止団体等の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 関係事業場への実施事項の周知
- (3) 事業場の実施事項にあたっての指導援助
- (4) 関係事業場に対する安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全衛生教育の実施促進

### 7. 労働局・労働基準監督署の実施事項

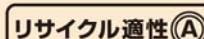
- (1) 本運動の広報
- (2) 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- (3) 災害防止団体等の行う災害防止活動に対する指導援助

### 8. 主唱者

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

### 9. 協賛者

- (一社) 鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部建設業労働災害防止協会 鳥取県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 鳥取県支部
- (社) 鳥取県採石協会
- (一社) 日本ボイラ協会 鳥取支部
- (公社) 建設荷役車両安全技術協会 鳥取県支部  
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
- (独) 労働者健康福祉機構 鳥取産業保健推進連絡事務所



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。